

ジャパネットでんき 料金表【低圧】

1 対象となるお客さま

このジャパネットでんき料金表【低圧】（以下「このジャパネット料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款【低圧】（2020年11月11日実施。以下「需給約款」といいます。）第16条（ジャパネットでんき）が適用されるお客さまに適用いたします。

2 料金表等の変更

- (1) 当社は、このジャパネット料金表を変更する場合には、需給約款第2条（需給約款の変更）を適用いたします。
- (2) 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、このジャパネットでんき料金表または需給約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のジャパネットでんき料金表または需給約款によります。

3 電気料金単価に係る消費税等相当額

このジャパネットでんき料金表の電気料金単価には消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4 北海道電力エリアの場合の電気料金

- (1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	341 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	511 円 50 銭
契約電流 20 アンペア	682 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	1,023 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,364 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,705 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	2,046 円 00 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 26 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1 (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	250 円 80 銭
---------	------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	341 円 00 銭
---------------------	------------

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 97 銭
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	30 円 26 銭
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33 円 98 銭

5 東北電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	330 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	495 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	660 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	990 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,320 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,650 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,980 円 00 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	261 円 80 銭
-------------	------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330 円 00 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	18 円 58 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 33 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 28 銭

6 北陸電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	242 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	363 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	484 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	726 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	968 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,210 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,452 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 44 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	181 円 30 銭
---------	------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	242 円 00 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット 時につき	17 円 84 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 73 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	23 円 44 銭

7 東京電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット 時につき	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	235 円 84 銭
---------	------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 88 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 48 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 57 銭

8 中部電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電流 10 アンペア	286 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	429 円 00 銭
契約電流 20 アンペア	572 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	858 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,144 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,430 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,716 円 00 銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 04 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 51 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 46 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	258 円 24 銭
-------------	------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286 円 00 銭
---------------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 04 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 51 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 46 銭

9 関西電力エリアの場合の電気料金

最低料金契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	341 円 01 銭
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 31 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 71 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	28 円 70 銭

10 中国電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	336 円 87 銭
電力量 料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 76 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 44 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 56 銭

11 四国電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯 A 相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	411 円 40 銭
電力量 料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	20 円 37 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	26 円 99 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 50 銭

12 九州電力エリアの場合の電気料金

(1) アンペアブレーカー契約の場合〔従量電灯 B 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	297 円 00 銭
契約電流 15 アンペア	445 円 50 銭

契約電流 20 アンペア	594 円 00 銭
契約電流 30 アンペア	891 円 00 銭
契約電流 40 アンペア	1,188 円 00 銭
契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 06 銭

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の電気料金は、次の最低月額料金および需給約款別表 1(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契 約 に つ き	314 円 79 銭
-------------	------------

(2) 主開閉器契約等の場合〔従量電灯 C 相当〕

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297 円 00 銭
---------------------	------------

□ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	17 円 46 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23 円 06 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	26 円 06 銭

13 沖縄電力エリアの場合の電気料金

最低料金制契約の場合〔従量電灯相当〕

電気料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	402 円 40 銭
電力量 料金	10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 95 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 49 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	30 円 47 銭

14 振込用紙発行事務手数料

お客さまから振込による電気代支払いの希望があった場合、または何らかの理由で当社から振込用紙を発行する場合は、事務手数料として次の金額を申し受けます。また、当該発行手数料は、原則として当該月の電気料金とあわせて請求いたします。

振込用紙 1 通につき	330 円 00 銭
-------------	------------

15 電気ご利用明細発行事務手数料

お客さまが書面による電気ご利用明細書の発行を希望される場合は、次の金額を申し受けます。また、当該発行手数料は、原則として当該月の電気料金とあわせて請求いたします。

請求書 1 通につき	110 円 00 銭
------------	------------

16 燃料調整費

需給約款別表 2（燃料費調整）における α 、 β および γ の値または基準単価、基準燃料 価格および上限価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりいたします。

〔付 表〕

供給区域	α 、 β	基準単価	基準燃料価格	上限価格
------	--------------------	------	--------	------

	および γ の値	〈1キロワット時につき〉 (最低料金が適用される場合)		
北海道 電力 エリア	$\alpha = 0.4699$	19 銭 7 厘	37,200 円	55,800 円
	$\beta = 0.7879$			
	$\gamma = 0.0000$			
東北 電力 エリア	$\alpha = 0.1152$	22 銭 1 厘	31,400 円	47,100 円
	$\beta = 0.2714$			
	$\gamma = 0.7386$			
北陸 電力 エリア	$\alpha = 0.2303$	16 銭 1 厘	21,900 円	32,900 円
	$\beta = 0.0000$			
	$\gamma = 1.1441$			
東京 電力 エリア	$\alpha = 0.1970$	23 銭 2 厘	44,200 円	66,300 円
	$\beta = 0.4435$			
	$\gamma = 0.2512$			
中部 電力 エリア	$\alpha = 0.0275$	23 銭 3 厘	45,900 円	68,900 円
	$\beta = 0.4792$			
	$\gamma = 0.4275$			
関西 電力 エリア	$\alpha = 0.0140$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	27,100 円	40,700 円
	$\beta = 0.3483$			
	$\gamma = 0.7227$			
中国 電力 エリア	$\alpha = 0.1543$	24 銭 5 厘 (3 円 68 銭 0 厘)	26,000 円	39,000 円
	$\beta = 0.1322$			
	$\gamma = 0.9761$			
四国 電力 エリア	$\alpha = 0.2104$	19 銭 6 厘 (2 円 15 銭 4 厘)	26,000 円	39,000 円
	$\beta = 0.0541$			
	$\gamma = 1.0588$			
九州 電力 エリア	$\alpha = 0.0053$	13 銭 6 厘	27,400 円	41,100 円
	$\beta = 0.1861$			
	$\gamma = 1.0757$			

九州電力エリア (離島)	$\alpha = 1.0000$	0 円 3 厘	52,500 円	78,800 円
	$\beta = 0.0000$			
	$\gamma = 0.0000$			
沖縄電力エリア	$\alpha = 0.2410$	31 銭 6 厘 (3 円 15 銭 7 厘)	25,100 円	37,700 円
	$\beta = 1.1282$			
	$\gamma = 0.0000$			

*九州電力エリアの燃料費調整は、九州本土と離島の「燃料費調整額」として合算して請求いたします。

17 その他

このジャパネットでんき料金表において定義のない言葉の意味およびこのジャパネットでんき料金表に定めのないその他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施期日

このジャパネットでんき料金表は、2020 年 11 月 11 日から実施いたします。